

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年8月11日 16時30分ごろ
発生場所	広島県廿日市市丸石漁港南東方沖 丸石港4号防波堤東灯台から真方位108°100m付近 (概位 北緯34°16.3′ 東経132°15.7′)
事故の概要	漁船輝福丸は、北北西進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年8月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 輝福丸、0.3トン
船舶番号、船舶所有者等	HS3—23437（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、作業員A及び作業員B（中華人民共和国籍）を乗せ、かき筏を解体して発生した針金を積み、丸石漁港へ向けて北北西進していた。</p> <p>船長は、船尾部に置いた渡し板の中央付近に腰を掛けて、船外機を操作し、作業員Aは、船首部に船尾方を向いて座り、作業員Bは、船体中央部に船首方を向いて座っていた。</p> <p>本船は、丸石漁港に近づいたところ、右舷側に傾き始めバランスを崩し、徐々に右舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び作業員2人は、落水したものの、転覆した本船の船底に上がり、転覆した本船を目撃した瀬渡船に救助された。</p> <p>本船は、本事故当時、船長が前方を見ており周囲を確認していなかったものの、海上が平穏であり、転覆するまで支障なく航行していた。</p> <p>船長は、丸石漁港とその南方対岸の廿日市市巖島間の大野瀬戸を航行する船舶の航走波によって本船が動揺した経験があり、本船が、他船の航走波を受けて船体が傾斜し転覆したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、固型式救命胴衣を着用していたが、作業員2人は救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、北北西進中、右舷側に傾き、バランスを崩して、転覆したものと考えられる。

	<p>本船は、他船の航走波を受けて右舷側に傾斜し転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、北北西進中、右舷側に傾き、バランスを崩して、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、船舶が多数航行する海域では、他船の航行状況を確認し、他船の航走波の影響を避けるなど慎重に航行すること。・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては、常時、救命胴衣を着用すること。